

平成30年4月6日  
5 - A 会議室

秋田市教育委員会  
平成30年4月定例会  
(案件・資料)

付議案件

議案第12号	平成30年度秋田市の教育について	・・・(別途)
議案第13号	職員の人事について承認を求める件	・・・ 1
議案第14号	秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の 職員の細職名に関する規則の一部を改正する件	・・・ 3

議案第13号

職員の人事について承認を求める件

職員の人事については、急を要したので秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり、教育長が臨時に代理して処理した。

## 秋田市教育委員会人事異動に関する件（課長級以上）

○平成30年4月1日付け（併任）

次長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
副理事	観光文化スポーツ部副理事 兼秋田市民交流プラザ管理室長 兼市民生活部副理事 兼子ども未来部副理事	佐藤 均

議案第14号

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を次のように改正する。

平成30年4月6日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則（昭和61年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 歯科衛生士

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

提案理由

教育委員会に歯科衛生士を配置することに伴い、細職名に関する規定を改めるため、改正しようとするものである。

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他  
教育機関の職員の細職名に関する規則の一部改正

第1 改正理由

教育委員会に歯科衛生士を配置することに伴い、細職名に関する規定を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 第2条関係

教育委員会における細職名に、歯科衛生士を加えるもの

2 附則関係

施行は、平成30年5月1日からとするもの

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 細職名は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 主事</p> <p>(2) 指導主事</p> <p>(3) 社会教育主事</p> <p>(4) 文化財保護主事</p> <p>(5) 司書</p> <p>(6) 学芸員</p> <p>(7) 技師</p> <p>(8) 養護職員</p> <p>(9) 栄養士</p> <p><u>(10) 歯科衛生士</u></p> <p><u>(11) 技能員</u></p> <p><u>(12) 運転士</u></p> <p><u>(13) 工務員</u></p> <p><u>(14) 庁務員</u></p> <p><u>(15) 校務員</u></p> <p><u>(16) 調理員</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 細職名は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 主事</p> <p>(2) 指導主事</p> <p>(3) 社会教育主事</p> <p>(4) 文化財保護主事</p> <p>(5) 司書</p> <p>(6) 学芸員</p> <p>(7) 技師</p> <p>(8) 養護職員</p> <p>(9) 栄養士</p> <p><u>(10) 技能員</u></p> <p><u>(11) 運転士</u></p> <p><u>(12) 工務員</u></p> <p><u>(13) 庁務員</u></p> <p><u>(14) 校務員</u></p> <p><u>(15) 調理員</u></p>